

佐賀県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年一月二十六日から平成二十二年二月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員延長
県道 伊万里畑川 内蔵木線	伊万里市大川町立川西字端泉 寺一一七七番二地先から 伊万里市大川町立川字中原 四七六番七地先まで 伊万里市大川町立川字札ノ 元一九〇六番地先から 伊万里市大川町立川字平河 七四〇番七地先まで	変更前の幅員延長 五八・一 六・二 四、七九一・八 一三・二 七・九 九四・四
	伊万里市大川町立川西字端泉 寺一一七七番二地先から 伊万里市大川町立川字中原 四七六番七地先まで 伊万里市大川町立川野字熊 一九七二番地先から 伊万里市大川町立川野字下 灰川二五九七番八地先まで	変更前の幅員延長 三六・三 五・二 四、四一〇・九 一〇・九 一、六四二・三

大川野停車 場線 県道		相知山内線 県道	
伊万里市大川町大川野字片 竹三〇三七番二地先から 伊万里市大川町大川野字中 ノ辻三三〇〇番一五地先ま で	伊万里市大川町大川野字片 竹三〇三七番二地先から 伊万里市大川町大川野字砥 石二五八九番地先まで	伊万里市大川町大川野字町 三七六七番一地先から 伊万里市大川町大川野字原 田一八八九番二地先まで	伊万里市大川町大川野字町 三七六七番一地先から 伊万里市大川町大川野字原 田一八八九番二地先まで
前	後	前	後
四・八 ノ 九・〇	五・一 ノ 四二・三	一・〇 ノ 四二・四	一・一 ノ 四八・一
一三五・五	七九一・一	五六二・四	六〇二・七